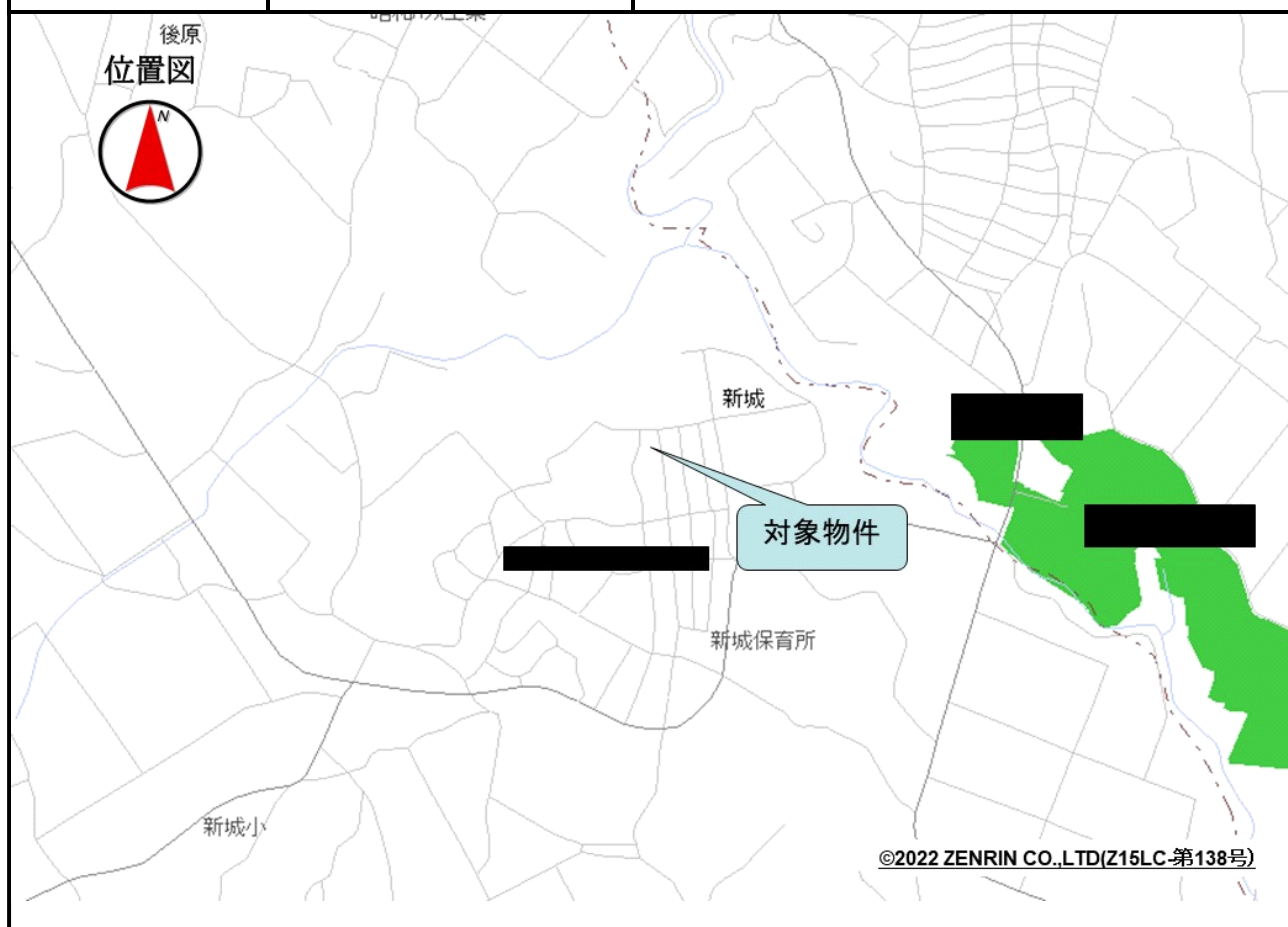


売却区分番号	385 - 1		
見積価額	¥11,090,000	公売保証金	¥1,110,000
財産の表示	1 所在 沖縄県島尻郡八重瀬町字新城新城原 地番 911番 地目 宅地 地積 573.00 m² 2 所在 沖縄県島尻郡八重瀬町字新城911番地 家屋番号 911番 種類 居宅・車庫 構造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根2階建 床面積 1階 116.37 m² 2階 28.35 m² 以上登記簿による表示 対象物件2の現況（登記簿表示と異なる点） 床面積 1階 約 124 m²（現況調査時に概則した数量）		
公法上の規制	都市計画区域外 八重瀬町景観計画（農地・集落景観地域） 建ぺい率 70% 容積率 200%（いずれも協力要請）		
接道状況	東側 幅員約4.7m舗装町道 ほぼ等高接面 西側 幅員約4.6m舗装町道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	東向き緩傾斜地		
使用状況等	対象物件1 対象物件2の敷地として使用 対象物件2 昭和54年頃建築 所有者の申立てによると、令和6年3月29日現在居住していない。 動産あり		
特記事項	対象物件1 北側隣接地のブロック塀が当敷地に越境している。また、当敷地のブロック塀が北側隣接地に越境している。いずれも貸借関係等は不明である。 ビニールハウスあり 電柱の支線あり 西側一部 概測約15m ² が、町道として不特定多数の者の通行の用に供されている。 東側一部 概測約5m ² が、町道として不特定多数の者の通行の用に供されている。 対象物件2の現況（登記簿表示と異なる点） 床面積 1階 約 124 m ² （現況調査時に概測した数量）		
住居表示等	沖縄県島尻郡八重瀬町字新城911番地		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法による公売を行います。 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があ		

売却区分番号	385 - 1		
見積価額	¥11,090,000	公売保証金	¥1,110,000
留意事項	ります。 公売は現況有姿により行うため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者へ明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは、買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。なお、国税庁のホームページ (https://www.nta.go.jp)でも確認できます。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基礎となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取り消します。）。 ・権利移転及び危険負担の移転は、売却決定後買受人が買受代金を納付した時です。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 ・次順位の買受けの申込みは、開札の場所で、最高価申込者の決定後直ちに行います。		

売却区分番号

385-1



売却区分番号

385 - 1

見取図



売却区分番号

385-1

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号

911番

~~八重瀬町~~

建物の所在

島尻郡其志頭村字新城911番地

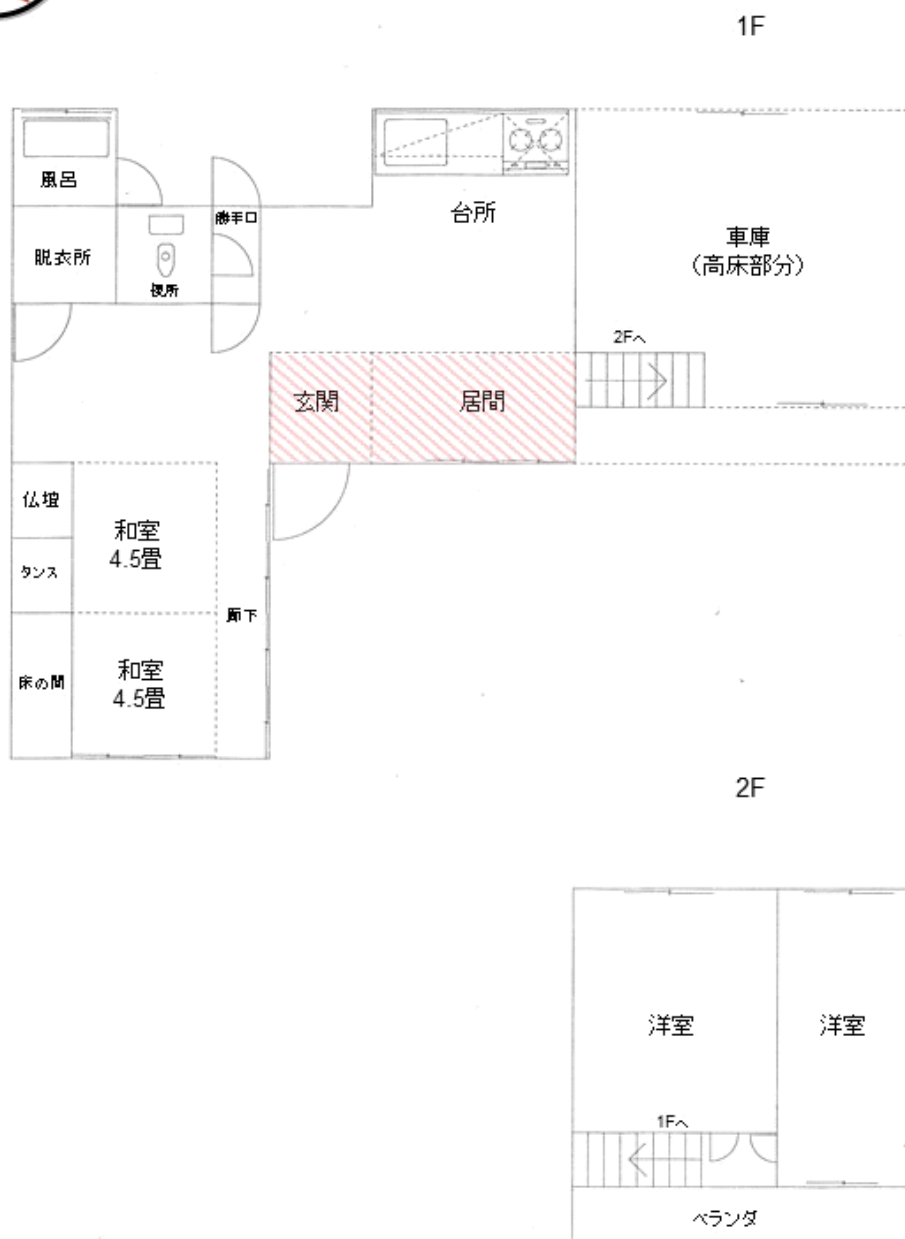
B5K-1



※建物等はおおよその位置・形状を示している。

※斜線部分は、新築時に建て増したと思われる増築部分である。

間取図



※この間取図は現況確認時に把握した間取りの概略を示すものである。

※斜線部分は、新築時に建て増ししたと思われる増築部分である。

売却区分番号

385 - 1

